



ALLIANCEBERNSTEIN®

投資信託説明書(交付目論見書)  
使用開始日：2026年5月11日

## アライアンス・バーンスタイン・ 日本株エンゲージメント投信

愛称:伴奏者

追加型投信／国内／株式

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います。]

### アライアンス・バーンスタイン

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

### みずほ信託銀行株式会社

ファンドの販売会社、基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号 03-5962-9687 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <https://www.alliancebernstein.co.jp>

アドレス



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

## 委託会社の情報(2026年2月末現在)

●委託会社名	アライアンス・バーンスタイン株式会社	●資本金	16億3,000万円
●設立年月日	1996年10月28日	●運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆6,220億円

- 本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・日本株エンゲージメント投信」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年5月10日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から提供等が行われます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

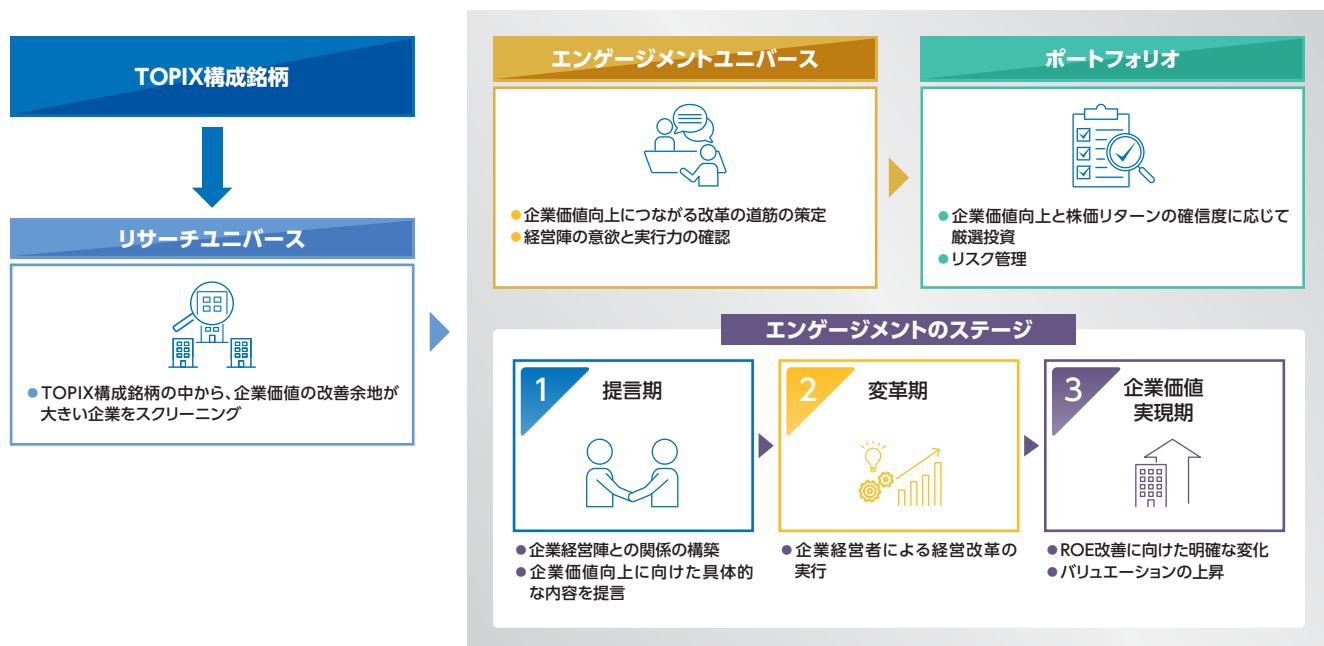
「アライアンス・バーンスタイン・日本株エンゲージメント・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

- 1 主として、日本の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- 2 ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益性の改善が期待できる企業を選定するとともに、投資先企業との対話を通じて企業価値向上に向けた改革を促進します。

## 運用のプロセス

■ エンゲージメントを通じて、企業価値向上に向けた改革を促進します。



※上記の内容は、今後変更することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## エンゲージメントを通じた企業価値向上と株価上昇の流れ



エンゲージメント

- 経営陣と継続的に対話
- 企業価値向上に向けた経営・資本戦略等の改革を提言



企業価値向上

- 経営判断の質が高まり、資本効率が向上
- ROE (株主資本利益率)が改善



株価上昇

- 株式市場参加者における評価 (バリュエーション)の上昇
- 株価上昇

### <エンゲージメントとは>

- エンゲージメントとは、投資家の立場から企業と継続的に対話し、経営戦略や資本配分、ガバナンスの改善を提言する取り組みです。
- 経営判断の質を高めることが中長期的な企業価値向上につながり、株価の再評価が期待されます。



上記は当ファンドへの理解を深めていただくためのイメージ図です。

## 3 マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

- 運用指図に関する権限委託:株式等の運用  
※国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。
- 委託先 (投資顧問会社):アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

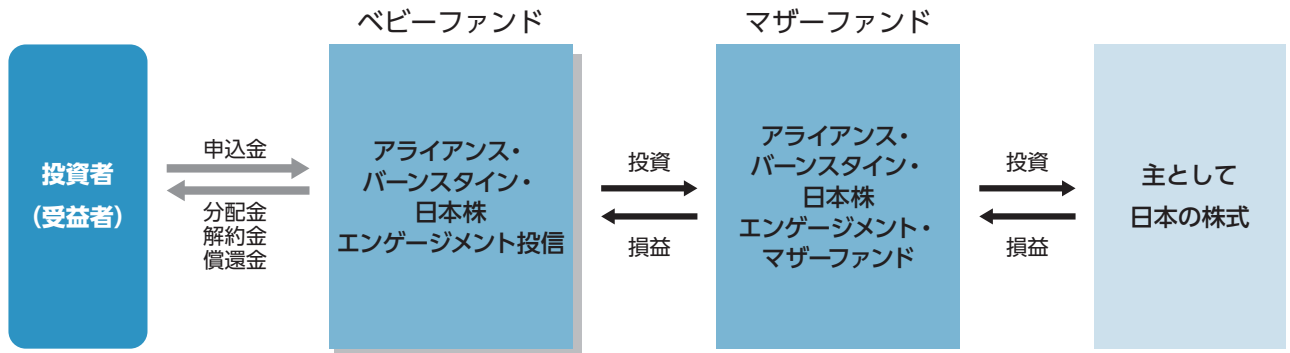
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## 4 ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

### ファンドの仕組み



### 分配方針

- 原則として、毎決算時(毎年3月10日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合                      株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合              実質外貨建資産への投資は、行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

#### 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

#### 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額の変動リスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意事項
  - 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視  
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証  
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。
- 流動性リスクの管理
  - 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
  - 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

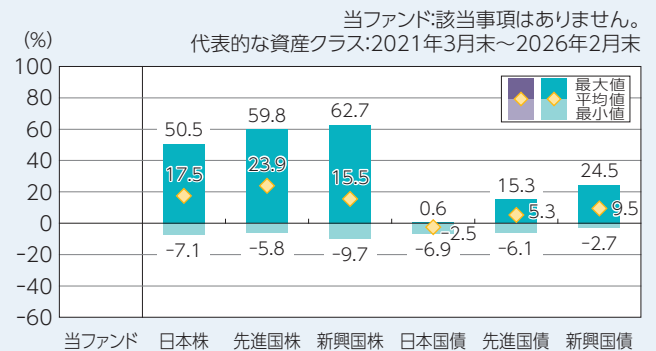
## <参考情報>

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

※当ファンドは2026年5月12日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2021年3月~2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したのですが、当ファンドの騰落率は設定前のため記載しておりません。

### 各資産クラスの指数

- 日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)
  - 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債……NOMURA-BPI 国債
  - 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ファンドの運用実績

※当ファンドは、2026年5月12日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

※当ファンドの運用実績については、委託会社のホームページにおいても適宜開示する予定です。

### ■基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### ■分配の推移

該当事項はありません。

### ■主要な資産の状況


該当事項はありません。


### ■年間収益率の推移(暦年ベース)


該当事項はありません。


※当ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ


 <p>購入時</p>	購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	当初自己設定:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

 <p>換金時</p>	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 <p>申込関連</p>	申込締切時間	原則、購入・換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	当初自己設定:2026年5月11日とします。 継続申込期間:2026年5月12日から2027年6月9日とします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。

 <p>決算・分配</p>	決算日	原則、3月10日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法の異なる「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。

## お申込みメモ

 その他	<b>信託期間</b>	2047年3月11日まで(信託設定日:2026年5月12日)
	<b>繰上償還</b>	次のいずれかの場合、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・ファンドの純資産総額が30億円を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	<b>信託金の限度額</b>	1,000億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.alliancebernstein.co.jp">https://www.alliancebernstein.co.jp</a> )に掲載します。
	<b>運用報告書</b>	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて提供等を行います。
	<b>課税関係</b>	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
	<b>基準価額の照会方法</b>	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「伴奏者」の愛称で掲載されます。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額に対して年率1.782%(税抜1.62%)</b> 信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 <配分(税抜)および役務の内容> <table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>年率0.80%</td><td>委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.80%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> <p>※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。</p>	委託会社	年率0.80%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価	販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
委託会社	年率0.80%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価								
販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価								
受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価								
その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>●金融商品等の売買委託手数料／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等 ※投資者の皆様が保有期間中その都度がかかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。</li><li>●監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用／受益権の管理事務に係る費用等 ※純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。</li></ul> <主な役務の内容> 金融商品等の売買委託手数料:組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料 監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 法定書類関係費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用 計理業務関係費用:計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用									

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\*復興特別所得税を含みます。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。